

開 会

清家畜産企画課長 定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会生産分科会第12回畜産企画部会を開催させていただきます。

まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。それぞれ資料の番号が付されております。資料1が議事次第。資料2が委員名簿。資料3は酪肉基本方針案でございますが、資料4はその基本方針案の前回からの変更点に下線を付したものでございます。資料5は家畜改良増殖目標の案でございます。そして、参考資料といたしまして、参考資料1は、この基本方針関係の関係用語集でございます。それと、参考資料2としまして、環境規範関係の資料でございます。

以上でございます。

続けて、本日の出欠状況でございます。遠藤委員、千葉委員、土井委員、永野委員、伊藤委員、高橋委員、向井委員におかれましては、やむを得ない事情で御欠席されることとでございます。

また、山口委員につきましては、代理といたしまして、北海道農業協同組合中央会の戸塚常務理事に御出席をいただいております。

それでは、生源寺部会長、よろしく願いいたします。

部会長あいさつ

生源寺部会長 本日は、委員各位におかれましては御多忙のところを御出席いただき、厚く御礼申し上げます。

本部会につきましては、昨年2月に設置されまして以来、前回までに11回にわたり検討を進めてきたわけでございますが、本日は、これまでの御審議を踏まえまして取りまとめられました酪肉近代化基本方針の案と家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標の案が提出されております。本日は、いわば最終回でございます。これらの案について御審議いただき、皆様方の御意見を取りまとめて本部会としての答申といたしたいと考えております。

本案につきましては、前回の畜産企画部会までに既に十分に御審議をいただいております。また時間の関係もございまして、意見交換等につきましては、できれば17時、5時をめぐりに終えたいと考えております。

その後、起草委員会を設置いたしまして、別室にて起草委員の皆様にご答申案の起草に当たっていただき、17時20分をめぐりに審議を再開し、皆様にご答申案をお示しいたしたいと考えております。起草作業の間は、委員の皆様方にはお休みいただくということでございます。

全体として本日の会議は17時30分、5時半をめぐりに終了したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

本日も皆様方の御協力によりまして円滑に議事の進行を図ってまいりたいと思っておりますので、改めてお願い申し上げます。

生産局長あいさつ

生源寺部会長 本日は、審議に入ります前に、生産局長からごあいさつをお願いいたしたいと思います。

白須生産局長 生産局長の白須でございます。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず本部会に御出席賜りまして、まことにありがとうございました。心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

昨年2月の第1回畜産企画部会の開催以降、ただいまお話しございましたように、酪肉近代化基本方針につきましては、生源寺部会長のもとで、畜産物価格等部会との合同部会を含めまして、11回にわたる畜産企画部会を開催いただきました。また、家畜改良増殖目標につきましては、金井小委員長のもとで、3回にわたりまして家畜改良増殖小委員会を開催していただきまして、それぞれ活発な御議論をいただいたところでございます。

本日は、これまで委員の皆様方からいただきました大所高所からの御意見を最大限反映いたしまして整理をいたしました酪肉近代化基本方針、家畜改良増殖目標の最終案につきまして御審議をいただきまして、最終答申を賜りたいということでございます。

酪肉近代化基本方針、それから家畜改良増殖目標につきましては、今後10年間を見通しました畜産施策の基本方向を定めるものでございまして、我が国畜産を取り巻きます国内外の情勢の変化あるいは国民の意識、価値観の変化に対応いたしました畜産施策の指針としてまいりたいと考えている次第でございます。

委員の皆様方におかれましては、これらの最終案につきまして、今後の施策の推進や施策の具体的なあり方等も含めまして幅広い見地から御検討いただきますようお願いを申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

今日はどうもありがとうございました。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

なお、白須局長におかれましては御公務のため、ここで退席なさるということでございます。御了承いただきたいと思います。

資 料 説 明

生源寺部会長 本日、用意されております資料につきまして、事務局から御説明をお願いいたしたいと思います。

最初に酪肉近代化基本方針の案について、これは畜産総合推進室長からお願いいたします。

川合畜産総合推進室長 畜産総合推進室長の川合でございます。私の方から、酪肉近代化基本方針案について御説明申し上げます。

本日の配付資料、資料3が今日御提示しております酪肉近代化方針の案ということでございますけれども、資料4といたしまして、前回、3月1日の畜産企画部会からの変更点をまとめたものをお配りしてございます。説明の便宜もございまして、資料4の方をごらんいただきたいと思います。

資料4、まず5ページをお開きいただきたいと思います。(3)の人材の育成・確保の点でございます。前回企画部会におきまして千葉委員から、女性が活躍しやすい環境整備の例示として、家族経営協定の締結を通じた女性の認定農業者の拡大だけでは若干狭いのではないかという指摘をいただいたところでございます。これを受けまして、ポイントでございますように、「家族経営協定の締結を通じた女性の認定農業者の拡大や地域方針決定過程等への女性の参画促進などによる女性が活躍しやすい環境整備」という形でポイントの書き方を修正させていただいております。

また、その下の本文の女性が活躍しやすい環境の整備の一番下から2行目の欄ですけれども、ポツ1を2点ほど修正させていただいております。これも前回、千葉委員から、「仕事と子育ての両立のための支援活動」がヘルパーにかかるのはわかるけれども、研修の実施にまでかかるのは必ずしも適当ではないのではないかという御意見があったことを踏まえて、このあたりの誤解がないよう文章を整理させていただいたところでございます。

続きまして、9ページをお開きいただきたいと思います。9ページ中段の肉専用種肥育経営のイの2行目のところでございます。「肥育段階でいわゆる飼い直し」という表現に改めさせていただいております。前回、増田委員から、飼い直しについては広く一般的に用いられる用語ではないということで、こういう表現に改めてはどうかという御指摘を受けての修正でございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。11ページ、これも中段各畜種共通のイのパラグラフの下から2行目のところでございます。「高付加価値化・差別化を図ることにより」とございましたが、差別化という言葉は適当ではないという指摘がございました。ここで意味するところは、その前にございます高付加価値化に含意されるというふうに解されますので、この差別化という言葉は削除することにさせていただいたところでございます。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思います。18ページ、5の畜産における食育の推進のポイントのところでございます。前回、足立委員から、食育については生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することが重要という観点からすれば、このポイントの中で理解増進というものが目的であるかのような印象を受ける表現がなされているのは適当ではないのではないかということ、さらに食育の対象が子供たちに限定するかのような印象を受ける表現ぶりは適当ではないのではないかといった御指摘をいただいたところでございます。

これを踏まえまして、ポイント前段でございますように、「国民一人一人が自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現することができるよう、畜産関係の分野においても、食育の一貫として、各種取組を推進することが必要である。具体的には」ということで、以下、本文に即したポイントを記述させていただいております。また、ポイントの下から3行目、「教育機関と連携した子供たちや保護者への「食」に関する教育」という形で、一部修文をさせていただいた次第でございます。

それから、ページ飛びまして、25ページでございます。飲用向け需要量の地域別の見通しが書いてございます。以下、28ページまでの表共通でございますが、前回、岸

委員から、27年度の長期見通しや目標については現状との対比ができる形で記載すべきではないかという御意見をいただきました。これを受けまして、これらの27年度見通しあるいは目標につきましては現状との対比という形で表を示させていただいたところでございます。26ページの表から28ページの表、同様でございます。

それから、ページ進みまして、36ページをお開きいただきたいと思います。36ページ中段の(2)乳業の合理化と牛乳・乳製品の安全性の確保のくだりでございます。このパラグラフの4行目からでございますが、「このため、生乳生産構造の変化に伴う生乳流通の広域化の進展等も踏まえ」というフレーズを追加させていただいております。この点につきましては前回、矢坂委員から、北海道と都府県との生乳生産構造が変化していく中で、こういったことを踏まえた生乳流通や乳業プラントの配置を考える必要があるという御指摘をいただきまして、このフレーズを追加させていただいた次第でございます。

それから、38ページをお開きいただきたいと思います。(3)消費者ニーズに対応した牛乳・乳製品の生産・供給体制云々のくだりのパラグラフでございます。3行目のところでございますが、原案ですと、「栄養医学的研究」という言葉があったわけでございますが、「栄養医学」という学問が存在しないということで、適当ではないのではないかという御指摘を受けまして、「栄養学・医学的研究」というふうに修正をさせていただきます。

本文の修正点は、前回からの変更は以上でございます。

なお、お手元に、先ほど紹介ございましたけれども、参考資料1という形で配付させていただいておりますが、今回の酪肉近代化基本方針の一つの大きなテーマとしては、わかりやすく読んでいただける基本方針にいたしたいということでございますが、方針の性格上、どうしても本文中には専門用語が登場せざるを得ない部分がございます。こういった点を一般の人にもわかりやすく、おわかりいただけるようにいたしたいということで、参考1でお配りさせていただいておりますように、用語集を用意させていただきました。参考までにお配りいたしますとともに、今後の酪肉近代化基本方針の普及、PRには、これも活用して関係者の理解増進に役立てていきたいと考えておりますので、御紹介をさせていただきます。

私の方からは以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標の案について、畜産振興課長から御説明をお願いいたします。

塩田畜産振興課長 畜産振興課長の塩田でございます。

お手元の資料5、家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標(案)をお配りしてございます。内容につきましては前回のとおりでございますので、今回は、特に説明は割愛させていただきたいと思っております。

生源寺部会長 ありがとうございます。

続きまして、環境規範について事務局から御報告があるということでございますので、畜産環境対策室長からお願いいたします。

大野畜産環境対策室長 答申事項ではございませんけれども、お手元に参考資料2と

いたしまして、環境と調和のとれた農業生産活動規範案をお配りさせていただいております。

この部会で御議論いただきましたけれども、かねて申し上げておりましたように、3月9日から16日にかけてパブリック・コメントの手続きを取らせていただきましたので、この結果についてもあわせて参考資料2の方に掲げさせていただいております。

この環境規範につきましては、月末までに生産局長通知として関係都道府県に通知させていただく予定となっておりますけれども、この部会でも相当御意見をちょうだいしまして、またパブリック・コメントの中にもございましたので、局長通知の発出だけで終わりとするのではなく、手引き書を作成させていただいて、都道府県や関係団体を通じて広く配布させていただきたいと思っております。またホームページの方にも掲載させていただきたいと考えております。

いずれにしても、この規範の十分な周知に努めますとともに、導入する事業も17年度、交付金の一部に限るというふうにして円滑な導入に今後とも意を尽くしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

生源寺部会長 ありがとうございます。

審 議

生源寺部会長 ただいま事務局から御説明のありました案等につきまして御意見、御質問があればお願いをいたしたいと思っております。

なお、冒頭も申し上げましたけれども、私、拝見して、これまで皆様からちょうだいいたしました御意見は既に最大限反映された案になっているかと思っております。

したがって、この基本方針案あるいは改良増殖目標の案に即して、今後施策を進めるに当たっての留意点といった視点からの御意見があれば非常にありがたいと思っております。もちろん、この案そのものに対する御質問、御意見も差し支えございませんけれども、少し広い視野から御意見をちょうだいいただければありがたいと思っております。

どなたからでも結構でございます。

平井委員、どうぞ。

平井委員 変な質問になるんですけども、私、最近、国税に入られました。消費税の問題で、子牛の一貫生産牧場を肥育までやったら、子牛のもと牛代が、えさは消費税払っているから、生まれて仕上がるまでのえさ代は見てあげると。しかし、通常、子牛を仕入れしますと50万から60万かかるわけですよ、8カ月か10カ月もの。そのときに払う消費税は払って、肥育すると90万から100万で売れるわけなんです、その差額だけを消費税を払ったらいいいわけですけども、一貫生産牧場をやりますと、子牛のえさ代だけになると非常に安いんですね。そうすると、消費税の差額がすごいんです。

それで、私、その先生に「卵は一体どうなるんですか。毎日、卵を産んでいるのに、親鳥のえさ代だけなら、わずかなものでしょう。酪農家の皆さんやったら、牛乳を出荷するのに、どうやって消費税計算するんですか。えさ代だけで、洗って、掃除して、ミ

ルカーつけて、しまつて、後、ふいて、ミルクカーしまつて、ふん尿処理して、えさやるのは、えさ代だけしか消費税を削除してもらえんというのはおかしい」と言うて、大分やりましたんです。

「意味はよくわかるんだけども、これはどうにもなりません」ということで、これだったら、例えば養豚農家で子豚をとる生産農家だったら、子豚を買ってから肥育する肥育養豚は子豚の消費税は払っているんですけども、子豚を産まず、親豚から 10 頭ぐらいの子豚をとるんですが、えさ代しか消費税みなせんということになると、増頭計画というものにあるのに、子牛、本当にもとをつくる生産農家が、一生懸命どうしたら安く上がるだろう、利益率を上げるのにどうしたらいいだろうという努力をするほど、預かり消費税だから、あなた払いなさいと言われたんですが、これは大変なことだと思つて、3日ぐらいずうっとやり取りしたんです。

よく意味はわかるんですが、預かり消費税だから払ってほしいということで、しかし、平井さん、これは非課税にすべき問題ですねということまでお話ししていただいたんですが、この辺、増頭計画の中に入りますと、牛でも豚でも子豚でも非常に大きな金額になりますので、この辺もやっぱり吟味していただくような、検討していただくような問題になるんじゃないかなというふうな感じもしましたので、変な質問ですけど、ひとつよろしくお願いします。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほか御意見、御質問いかがでございますでしょうか。

矢坂委員、どうぞ。

矢坂委員 経営指標の表について、前回、別途解説書のようなものが発行されるということでありました。

この表は理解するのが相当に難しく、表からいろいろな経営の状況を想像し、または思いを描くというのはなかなか難しいので、基本方針を多くの人にわかりやすく読んでいただくという趣旨からすると、なるべく早く、ホームページ上など、非常にアクセスしやすく、目につきやすいところに、経営指標のバックデータとともに解説をしていただきたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございますでしょうか。

神田委員、どうぞ。

神田委員 トレーサビリティの対応についてですが、17 ページに書いてあると思いますが、トレーサビリティというのは、改めて言うまでもなく、いろんな目的がありますけれども、一つに消費者の信頼とか、そういったことも大きな意味だろうと思っております。

残念ながら、牛肉の問題については北海道の例の事件がございまして、判決が出たようですけれども、ここでは関係者の監視指導を実施しと書いてありますから、含まれるとは思いますが、行政だけがやるのではなくて、生産者団体ということでしょうか、生産者団体のところの役割も非常に大きいのではないかと考えておりますので、行政に頼るところは大きいですが、限りもございまして、ぜひそこは一生懸命やっ

てほしいと思いますけれども、改めて生産者団体のところの役割もあるのではないかと感じたところでございます。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございますか。

もしなければ、平井委員から御質問がございましたけれども、この点につきまして役所の方で何かございますでしょうか。

清家畜産課長 平井委員からの消費税の問題、一貫経営での扱いの問題だというふう
に理解しますけれども、詳細について、私どもも、御指摘受けた点について、どこがど
ういうふうにというのはわからない点もございます。即答できないところございますが、
またよくお聞きをして、必要なものは我々の方としてもやっていきたいと思ってお
りますので、よろしく願います。

それと、矢坂委員なり神田委員から御指摘あった点については、十分その意を含めて
今後取り進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

原田草地整備推進室長 公式の担当じゃありませんが、昔、消費税を担当していたも
のですから、持ち越すよりは、この場でちょっとお話……。

事実関係は平井委員がおっしゃるとおりで、売上の課税に対して仕入れの課税の差額
分を払いますので、一貫経営の場合は仕入れが、子牛、生じませんので、当然払うこと
になります。

ただ、規模拡大に対してはニュートラルな話でございまして、最初、規模拡大する
ときに、例えば子牛をいっぱい導入します。そこから生まれてくる子牛は、販売がその年
はありませんから、その1年間で見ると、仕入れた子牛の消費税が大変過大になりまし
て、売上が少ないですから、場合によっては還付が生じます。子牛が売れていないのに
仕入れの子牛代金がありますので、その場合は還付が生じますから、消費税が返って
くる場合もございます。

ですから、それはニュートラルな話でございまして、前後関係、どちらが先かとい
う話でございますから、制度上は全然損もしていない話でございます。法人でしたら棚卸
し資産が当然入ってきます。あるいは、自家育成の場合でも子牛プラスえさが棚卸し
になりますけれども、消費税の場合はあくまでそういう形になっています。これはニュ
ートラルで損も得もしていない話でございますから、そこは御了解、よろしく願
います。

平井委員 1頭であればそうですけれども、子牛を産む場合、連産さすでしょう。だ
から、親の子牛のときの消費税はそれでいい、担保はしてもらっても、毎年生まれてき
ますので、1頭が1頭を産む場合は、今言うようなチャラになるのでいいんだけど、
親のやつは償却できるわけだけでも、2頭目の子牛は消費税は全然関係ないわけ
です、取られるだけになるんですよ。

原田草地整備推進室長 2頭目の子牛は仕入れが生じてませんから。

平井委員 そうですよ。

原田草地整備推進室長 取られるものというのは、平井さんのもうけから取られて
いるのではなくて、預かった税金をお渡ししているだけですから、あくまでニュート
ラル

であって、消費税については得も損もないということでございます。

平井委員 どう計算しても……。(笑声)

一遍計算してください。僕、計算したんですけど、損になります。

生源寺部会長 なかなか難しいやり取りです。

そのほかいかがでございますか。

番場委員、どうぞ。

番場委員 基本方針が今日でき上がるということでございますが、10年間を見まして、前にも一度申し上げたと思いますが、非常に大規模化して、集約化するということから、牛の場合は乳量も非常に多くなるということで、そのために繁殖障害がどうしても出ておるわけでございます。

それから、北海道は別にしましても、国内ではどうしても一箇所に集めて、いつもつなぎ飼いをしないというようなことから、蹄の、及び足の障害が非常に多いということで、せっかく乳量が上がって、いろいろ集約化しても、そういうものが非常にマイナスの要因というようなことでございます。

その解決のためには、生産者もそうですが、臨床獣医師が非常に重要な意義をなすわけですけれども、現在、犬猫とかそちらの方に行く方が多くて、臨床の方が非常に少ないということで、これを成功させるためには、非常に地味な話なんですけれども、その辺を今後しっかり研究だとかそういうものでおおっていないと、乳量がかえって出るために、乳量の余り出ない牛を飼った方がいいということになると、せっかくの基本方針が実を結ばないということになりますので、文章にはなくても、その辺を非常に充実させていただきたいというのを最後の希望として申し上げたいと思います。

以上です。

生源寺部会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでございますか。

よろしいでしょうか。

答 申

生源寺部会長 ほぼ御意見も出尽くしたかと存じますので、このあたりで起草委員会を設けまして答申案を作成することにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 御異議がないようでございますので、答申案の作成作業に入りたいと思います。

私の方から起草委員を指名させていただきたいと思いますが、この点もよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 それでは、恐縮でございますが、次の方に起草委員をお願いいたしたいと思います。

増田委員、大野委員、神田委員、岸委員、竹林委員、中村委員、以上6名の方をお願いいたしたいと思います。また、起草委員長は、まことに御苦労さまでございますが、

慣例によりまして、部会長代理の岸委員にお願いいたしたいと思います。

また、私も起草委員会に同席することを御了承いただきたいと思います。

再開は 17 時 20 分、5 時 20 分をめどとすることにいたしたいと思います。暫時休憩に入りたいと思います。

なお、起草委員の皆様は別に部屋が用意されているということでございますので、そちらにお移りいただければと思います。

生源寺部会長 お待たせいたしました。部会を再開いたしたいと思います。

起草委員会におきまして答申案を作成していただきましたので、起草委員長から御披露願います。

岸起草委員長 私の方から朗読させていただきます。案、番号、年月日は省略いたしまして、大臣あてでございます。

答 申

平成 16 年 2 月 2 日付け 15 生畜第 4564 号をもって諮問のあった酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針並びに平成 16 年 2 月 2 日付け 15 生畜第 4558 号をもって諮問のあった家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標について、下記のとおり答申する。

記

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針並びに家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標については、別紙のとおり定めることが適当である。

別紙とはお手元の資料 3 及び 5 でございます。

以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

ただいま起草委員長から御報告いただきました答申案につきまして、御賛同が得られるようであれば、この案を当部会の答申といたしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 ありがとうございます。

御異議がないようでございますので、これを当部会の決定とすると同時に、関連規則に基づきまして食料・農業・農村政策審議会の正式の答申にいたしたいと思います。

今、案の取れたものをお配りいただいております。岩永副大臣、間もなくいらっしゃると思いますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。お見えになりましたら、お渡ししたいと思います。

〔岩永副大臣着席〕

生源寺部会長 答申の内容については、部会の決定はそのまま本審議会の決定とみなすということでございますので、ただいま食料・農業・農村政策審議会长名において答

申を農林水産大臣に御提出申し上げたいと思いますが、所用で大臣が御欠席でございます。岩永副大臣において願っておりますので、岩永副大臣にお渡し申し上げたいと思います。

〔答申書手交〕

農林水産副大臣あいさつ

生源寺部会長　ここで岩永副大臣からごあいさつをお願いいたします。

岩永農林水産副大臣　ただいま答申をいただきまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。

委員の先生方におかれましては、1年以上の長期にわたりまして生源寺部会長のリーダーシップのもとで熱心に御議論をいただきましたことに心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

農林水産省といたしましては、今回御答申をいただきました酪肉近代化基本方針及び改良増殖目標に基づき各般の政策を実行し、実りある成果を上げられるよう全力を挙げて取り組んでまいります。

特に今回の酪肉近代化基本方針においては、位置づけられました国際化の進展に対応し得る産業構造の確立、自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成などの点につきまして、重点的かつ効率的な施策の展開を図るとともに、これらに基づき食料自給率の向上や消費者に支持される畜産物の安定供給の実現を図ってまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、今後の一層の御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

生源寺部会長　どうもありがとうございました。

岩永副大臣におかれましては、御公務のため、ここで御退席になるということでございます。御了承いただきたいと思います。

岩永農林水産副大臣　済みません。失礼させていただきます。ありがとうございました。

〔岩永副大臣退席〕

閉　　会

生源寺部会長　昨年2月に第1回畜産企画部会を開催いたしましたから、本日が12回目ということでございます。大変な長期間にわたりまして、委員の皆様には大変御熱心に御審議いただき、本日ここに新しい酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針及び家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標を取りまとめることができたわけでございます。改めて御礼を申し上げたいと思います。

これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会生産分科会第12回畜産企画部会を閉会いたします。委員の皆様の御協力に深く感謝を申し上げたいと思います。まことにありがとうございました。